

障害者基幹相談支援センターの設置について

1 経緯

- 平成29年度（6月企画総務委員会）
新保健施設に障害者基幹相談支援センターを設置する案を報告
- 令和元年度（12月企画総務委員会）
近年、障害者及び家族の高齢化等の加速もあり、様々な課題を抱える家族への対応の困難さが深刻化していることから、福祉部門における事業連携が必要であること、行政側から事業者育成等が必要であること等を含め検討した結果、庁舎内の設置を検討する旨報告
- 令和2年度（3月区民福祉委員会）
障害者基幹相談支援センターは、新保健施設には設置せず、庁舎福祉事務所の中に設置すること及び令和5年度中の開設について報告
※国の基本指針により、令和5年度末までに、各市町村における相談支援体制の強化を実施する体制の確保が目標化された。また、令和4年4月には、基幹相談支援センターの更なる設置促進のため、設置を市町村の努力義務化した。現在、23区中20区が設置済みである。

2 課題

- 身体障害、知的障害、精神障害の種別に関係なく相談ができ、専門的な助言や情報提供を受けられる場がない。
- 障害の種別による組織間の連携不足により、十分な支援につながらないケースがある。
- 重複障害ケースは、医療面での支援が必要な場合が多く、福祉部門だけでは対応不十分なケースがある。
- 国の方針により、平成27年4月以降、障害福祉サービスの支給要否決定を行うにあたって、全ての対象者についてサービス等利用計画等の提出が必要となった。当該計画を作成する民間の相談支援事業所のノウハウ不足により、専門性の低いサービス等利用計画等が散見している。
- 小規模の相談支援事業所が多く、人材育成をする余力がない。

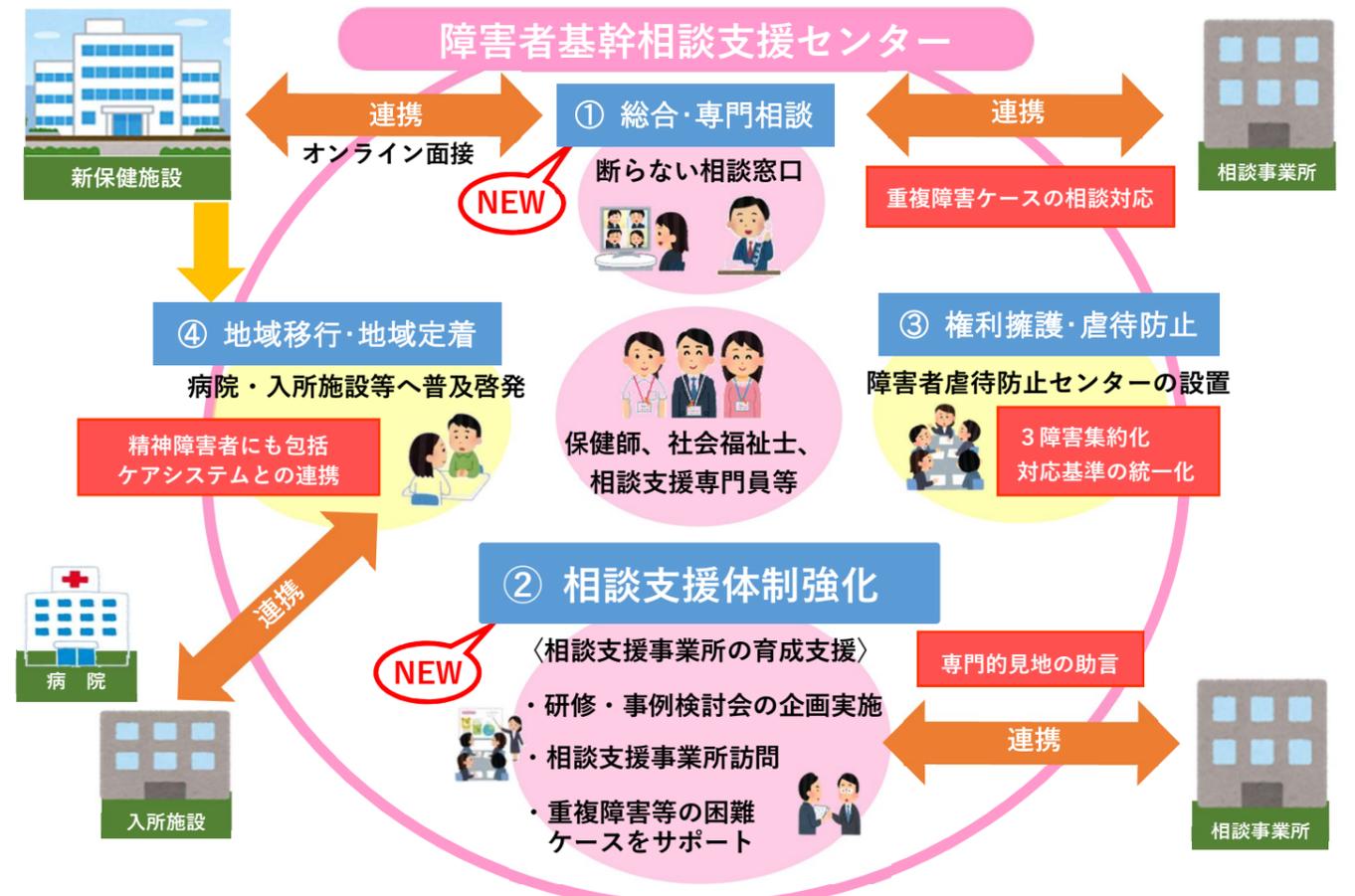
3 対策

- 障害の種別や手帳の有無に関わらず、総合的・専門的な「断らない相談窓口」を設置する。
- 福祉と医療を連携させ、適切な支援までスムーズにつながる相談支援体制を構築する。
- 障害者の相談支援に関する高度の経験・知識をもち、福祉事務所及び新保健施設との円滑な連携を図ることができる専門職（保健師、社会福祉士、相談支援専門員等）を配置する。
- 各種専門職による相談支援事業所への助言・指導を行い、余剰サービスの削ぎ落としや、本来必要なサービスの提案等、質の高い「サービス等利用計画」を作成できる人材を育成し、利用者が抱える課題の解決に向けた後方支援を行う。
- 各事業所における人材育成をサポートし、専門性を高め、地域の相談支援体制の強化を図る。

4 コンセプト

医療・福祉の両面から
3障害（身体障害・知的障害・精神障害）をトータルサポート

5 地域の相談支援体制



6 段階的な機能構築及びスケジュール

令和6年1月	フェーズ1（開設）	関係機関への周知及び相談支援事業所を対象とした研修等の実施 高齢者支援総合センターにおける障害者手帳取得相談業務を順次移行
令和6年4月	フェーズ2（本格稼働）	①、③、④の機能開始
令和7年1月	フェーズ3（機能拡充）	②の機能を追加

